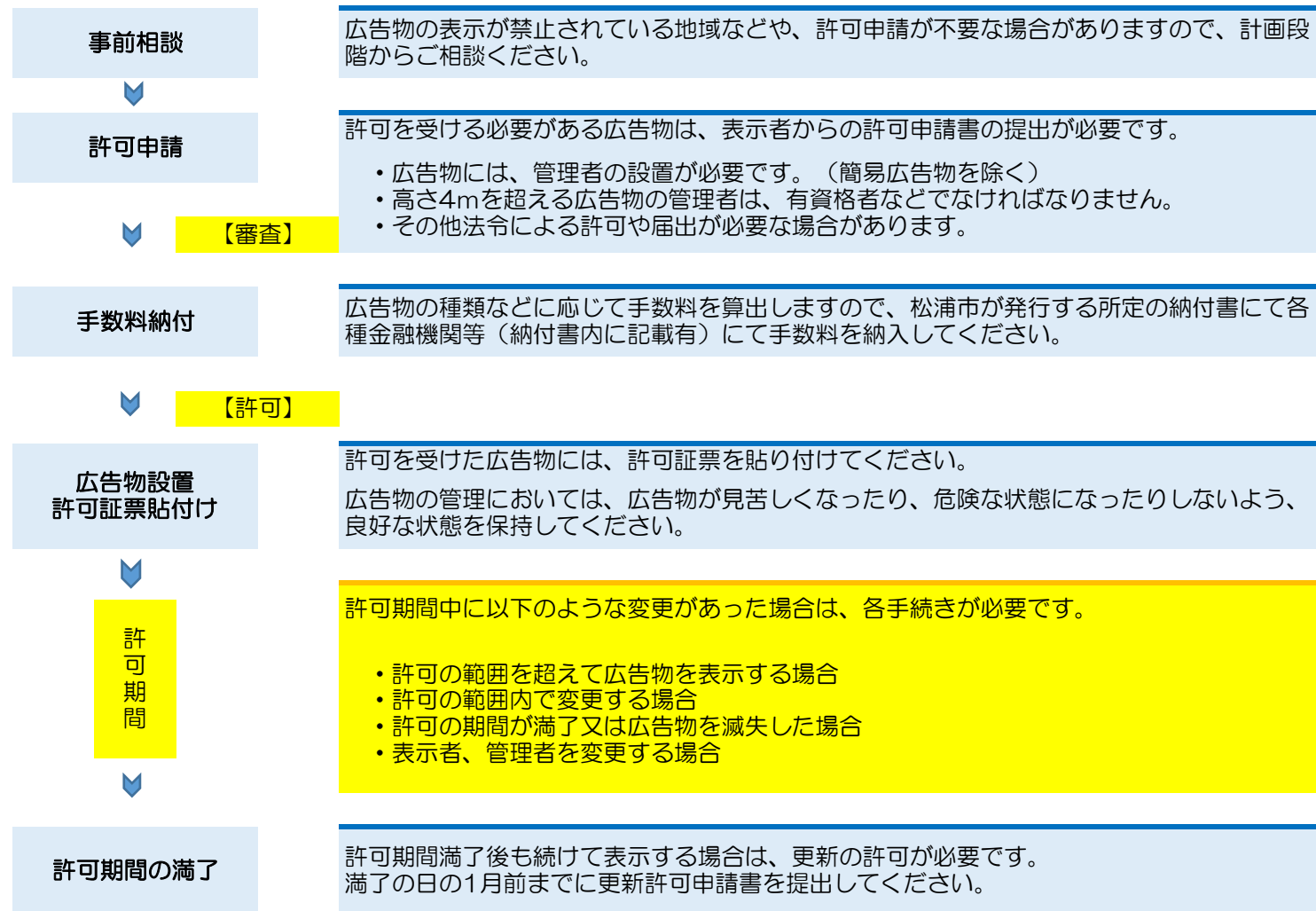




9.屋外広告物の許可の手続き



10.手数料

種類	区分		金額（円）	
地上広告物 屋上広告物 壁面広告物 突出広告物 アーチ広告物	～	0.5㎡未満	120	※許可期間は簡易広告が1月以内、広告幕、気球広告が3月以内、それ以外の広告物は3年以内です。
	0.5㎡以上	～ 1㎡未満	220	
	1㎡以上	～ 2㎡未満	460	
	2㎡以上	～ 5㎡未満	970	
	5㎡以上	～ 10㎡未満	1,900	※許可期間が1年を超える場合は、1年ごとに手数料の1／2を加算します。 • 許可期間2年の場合 年間手数料＋年間手数料の1／2 • 許可期間3年の場合 年間手数料＋年間手数料の1／2×2
	10㎡以上	～ 20㎡未満	3,400	
	20㎡以上	～ 30㎡未満	5,600	
	30㎡以上	～ 40㎡未満	7,900	
	40㎡以上	～ 50㎡未満	11,000	※照明を伴う広告物については、それぞれの額に10割を加算します。 ※許可後、納付された手数料は還付されませんのでご注意ください。
	50㎡以上		11,450円に表示面積から50㎡を差し引いた面積（1㎡未満切り捨て）に450円を乗じて得た額を加算した額	
広告幕	1枚につき		460	
旗・のぼり	1個につき		220	
気球広告	1枚につき		1,100	
電柱等利用広告	1個につき		220	
簡易広告物	はり紙	1枚につき	5	
	はり札	1枚につき	120	
	立看板	1個につき	220	



11.違反屋外広告物などに対する措置

- 条例に違反した広告物については、許可の取消し、是正のための措置、除却などを命ずることがあります。
- 違反した広告物を、松浦市やボランティア団体が除却することがあります。
- 悪質な条例違反に対しては、罰金に処せられることがあります。

【問い合わせ先】 松浦市役所 都市計画課 都市計画係
〒859-4598 松浦市志佐町里免365
電話：0956-72-1111（代表） FAX：0956-72-2292
ホームページ： <http://www.city.matsuura.jp/>



R7.1改訂

松浦市屋外広告物条例のしおり



1.屋外広告物条例制定の目的

はり紙、広告板、ネオン・サイン等をいい、私たちの生活に必要な情報を伝えるとともに、まちを活気づける手段にもなります。しかし、これが無秩序に氾濫し、管理もおろそかになると、街並みや自然の景観を損なうだけでなく、人々に危害を及ぼすおそれもあります。
松浦市は、西九州自動車の延伸等により景観等の変化が著しいものと推測されるため、松浦市の特性に応じた規制誘導を行い、風光明媚な「松浦らしい景観」を守り、魅力ある景観を後世に残していくため、松浦市屋外広告物条例を制定するものです。



2.屋外広告物とは

常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示される広告板、広告塔、立て看板、ポスター、広告幕などで、営利目的かどうかは問いません。
ただし、街頭で配布されるチラシ、音響広告、屋内で表示される広告物などは含まれません。



3.自家広告物と一般広告物

【自家広告物】

商品を販売する事業所やその敷地内において、名称や事業内容等（その場で営業する事業所に限る）を表示する屋外広告物が該当します。

【一般広告物】

自己の事業所等がない場所に掲出する自家広告物以外の屋外広告物が該当します。



4.禁止広告物と禁止物件

【禁止広告物】

以下の広告物は、表示することができません。

- ①著しく汚染し、退職し、又は塗料等の剥離したもの
- ②著しく破損し、又は老朽したもの
- ③倒壊又は落下の恐れがあるもの
- ④信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

【禁止物件】

以下の物件には、広告物の表示はできません。

- ①街路樹、路傍樹、保存樹
- ②橋りょう、トンネル、高架構造物、中央分離帯、道路反射鏡
- ③信号機、道路標識、歩道柵、駒止め、里程標、町名等表示板
- ④消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- ⑤郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- ⑥送電塔、送受信塔、照明塔
- ⑦煙突、ガスタンク、石油タンク、水道タンク
- ⑧銅像、神仏像、記念碑
- ⑨市長が指定する区域内の石垣、擁壁、土羽
- ⑩その他条例に規定されているもの



5.禁止地域と許可地域

【禁止地域】

広告物を表示することはできません。ただし、自家広告物は、基準に適合すれば表示することができます。

- ①風致地区
- ②都市公園
- ③国、県の指定文化財
- ④重要文化的景観
- ⑤道路及び鉄道等（予定地含む）で市長が指定する区間
- ⑥道路及び鉄道等（予定地含む）から展望することができる地域で市長が指定する区域
- ⑦その他条例に規定されている地域

【許可地域】

広告物を表示するときは、許可の申請が必要です。

- ①都市計画区域内（右表参照）
- ②その他条例に規定されている地域

都市計画区域

志佐町	浦免、庄野免、里免、白浜免、高野免
今福町	東免、北免、浦免、仏坂免、滑栄免
調川町	下免、中免、上免、平尾免
御厨町	里免、前田免、中野免、大崎免、北平免
星鹿町	岳崎免、下田免、北久保免

許可地域の区分	
第1種許可地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
第2種許可地域	都市計画区域内のうち第1種許可地域、第3種許可地域以外の地域 用途地域が規定されていない地域
第3種許可地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域



6.適用除外

以下の場合には、許可不要で表示することができます。以下の面積基準以外にも、それぞれ基準がありますので、問い合わせ先までご確認ください。

【禁止地域及び許可地域に許可不要で表示できるもの】

- ・自家広告物・・・禁止地域：1か所につき総表示面積5㎡以下。
ただし、1か所につき総表示面積5㎡～30㎡以下は許可を受けて掲示可。
許可地域：1か所につき総表示面積10㎡以下は許可不要で掲示可。
- ・管理用広告物・・・土地の管理は表示面積が5㎡以下。物件の管理は表示面積合計が0.3㎡以下。
- ・工事現場の板塀などに表示する広告物。
- ・冠婚葬祭などのために一時的に表示する広告物。
- ・講演会、展覧会などのために敷地内に表示する広告物。
- ・人、車両などに表示する広告物。
- ・国又は公共団体が公共的目的をもって表示する広告物。

【禁止物件、禁止地域、許可地域に許可不要で表示できるもの】

- ・法令の規定により表示する広告物。
- ・公職選挙法による選挙運動のための広告物。
- ・寄贈者名等を表示する広告物。（市長が指定するもの）

【禁止物件に許可不要で表示できるもの】

- ・送電塔、煙突、ガスタンク、市長が指定する石垣などに表示する自家広告物で合計5㎡以下まで。
- ・国又は公共団体が公共的目的で表示する広告物。（市長が指定するもの）
- ・禁止物件の管理上必要な広告物。
- ・煙突などに表示する宣伝を目的としない広告物。

【その他】

- ・政治団体の政治活動のためのはり紙などで基準に適合すれば、許可地域でも許可不要で掲示可。



7.許可の共通基準及び総量規制

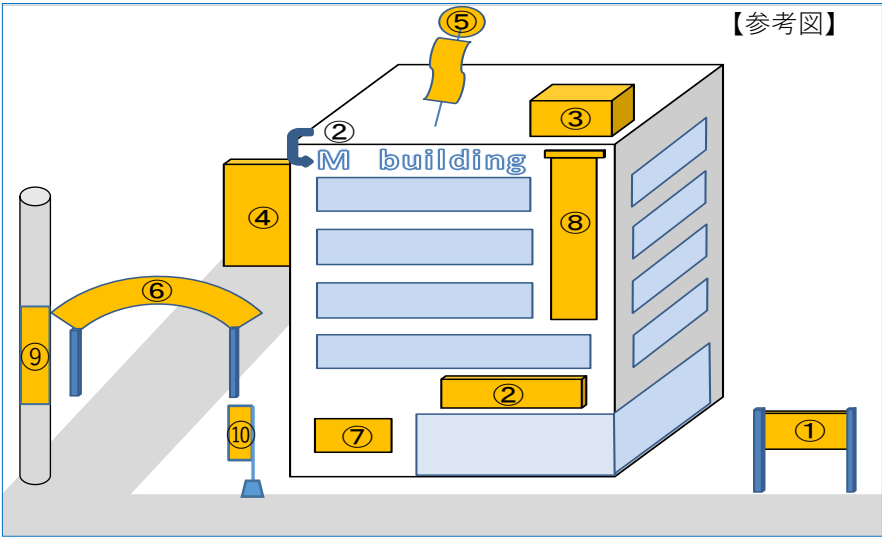
【共通基準】全ての広告物に関する共通の基準です。

共通基準

- ①朱色の発光塗料を使用しないものであること。
- ②環境に調和し、自然美を妨げないものであること。
- ③側面及び裏面においても、良好な景観及び風致を害さないように施工したものであること。
- ④交通の安全を阻害するおそれのないものであること。

【総量規制】下の図に示す広告物を表示する場合は、1か所に表示できる合計の面積を規制しています。

- ①地上広告物
- ②壁面広告物
- ③屋上広告物（文字型広告物含む）
- ④突出広告物
- ⑤気球広告物（アドバルーン）
- ⑥アーチ広告物
- ⑦簡易広告物（広告板、はり紙等）
- ⑧広告幕（懸垂幕）
- ⑨電柱等利用広告
- ⑩広告旗（旗・のぼり）



表示面積合計が許可地域区分に応じて異なります。

- 第1種許可地域 ⇒ 50㎡以下
第2種許可地域 ⇒ 100㎡以下
第3種許可地域 ⇒ 制限なし



8.許可の個別基準

【広告物の区分ごとの基準】		
区分	基準	
	禁止地域	許可地域
自家広告物	以下の基準をすべて満たすこと ・露出したネオンを使用しない ・1か所につき表示面積合計30㎡以下 ・広告物の種類ごとの基準に適合すること	・広告物の種類ごとの基準に適合すること
一般広告物		・広告物の種類ごとの基準に適合すること
道標、案内図板等（公共的目的を持った広告物）	以下の基準をすべて満たすこと ・露出したネオンを使用しない ・表示面積合計5㎡以下	・広告物の種類ごとの基準に適合すること

【広告物の種類ごとの基準】		
①地上広告物 高さ 第1種許可地域 H=10m以下 第2種許可地域 H=13m以下 第3種許可地域 H=15m以下 面積 第1種許可地域 S=10㎡以下 第2種許可地域 S=20㎡以下 第3種許可地域 S=30㎡以下	②壁面広告物 面積 第1種許可地域 S=s×1/4以下 第2種許可地域 S=s×1/3以下 第3種許可地域 S=s×1/2以下 【自家広告物は除く】	③屋上広告物 高さ 第1種許可地域 H=h×1/3以下 第2種許可地域 H=h×1/2以下 第3種許可地域 H=h×2/3以下 【H+h=50m以下】
④突出広告物 突出幅 W1=1.0m以下 W2=1.5m以下（第1種許可地域のみ） 敷地 歩道 車道 W2（建物からの突出幅） W1（道路への突出幅） 歩道 2.5m以上 車道 4.5m以上 同一壁面に2列まで 高さは建築物の上端まで	⑤気球広告 1m以下 12m以下 50m以下	⑥アーチ広告物 高さ 歩道 h=2.5m以上 車道 h=4.5m以上 面積 第1種許可地域 S=10㎡以下 第2種許可地域 S=20㎡以下 第3種許可地域 S=30㎡以下
⑧広告幕 2m以下 1m以下 10m以下 4.5m以下 横断幕 懸垂幕	⑨電柱等利用広告 0.4m以下 0.8m以下 0.6m以下 0.5m以下 1.2m以下 4.5m以上 2.5m以上 1.5m以下 1.0m以上	⑦簡易広告物 はり紙、はり札等 0.9m以下 2.1m以下 立看板等 ・1枚につき1㎡以下 ・同一連続の貼付禁止 ・接着剤等ののりづけ禁止 ・原則道路敷は禁止
⑩広告旗（のぼり） 面積（1面） s ≤ 2㎡ 道路敷以外に設置		